

# 「新潟太陽福祉会後援会」規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「新潟太陽福祉会後援会」と称し、事務所を新潟市北区太夫浜675番地  
社会福祉法人新潟太陽福祉会太陽の村内に置きます。

(目的)

第2条 この会は、社会福祉法人新潟太陽福祉会が事業目的を達成するために必要な援助を行  
うことを目的とします。

(会員)

第3条 この会の会員は、本会の趣旨に賛同し、会費を納めた個人または法人・団体とします。

(会費)

第4条 会費は2種類とし、個人会費は1口年1,000円以上、法人・団体会費は1口年  
10,000円以上とします。

(事業及び活動)

第5条 この会は、目的達成のため次の事業及び活動を行うものとします。

- (1) 新潟太陽福祉会の各種事業への協力
- (2) 障害者福祉の研究ならびに啓発活動にかかる援助
- (3) 会員の拡大
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(役員)

第6条 この会には、次の役員を置きます。

- |         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 幹 事 | 若干名 | (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 監 事 | 1 名 |         |     |

(会長の選任)

第7条 会長の選任は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得て選出します。

(役員を選任)

第8条 この会の役員は、会員の中から選出し、総会において承認します。

(役員職務)

第9条 この会の役員職務は次のとおりとします。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括します。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行します。
- (3) 幹事は、会務の運営処理を行います。
- (4) 会計は、会計に関する事務を処理します。
- (5) 監事は、会計を監査し、その結果について会に報告し、意見を述べることができます。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。欠員を生じた時は、後任者の任期は前任者の残任期間とします。

(会議)

第11条

- (1) 役員会が必要と認めた場合開催します。
- (2) 総会は年1回とし、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、事業、予算、規約改正等、その他必要事項の審査をします。総会の議決は出席者の過半数の賛成によります。

(財政)

第12条

- (1) この会の経費は、会費を主な財源とし、寄付金その他の収入をあてます。
- (2) 運用は、援助申請を役員会で討議し、役員全員が適切と判断した場合に行います。

(会計年度)

第13条 この会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(設立日)

第14条 この会の、設立日は平成12年10月1日とします。

附 則

平成12年11月20日制定  
平成14年 4月15日改定  
平成16年 7月 1日改定  
平成18年 7月31日改定  
平成22年 5月14日改定  
平成30年 5月23日改定